

ベトナム 2015 年刑事訴訟法における弁護人の位置付けの変化 ～公判準備段階までを中心に～

JICA 長期派遣専門家，弁護士

枝川 充志¹

第1 はじめに

2015年に改正された刑事訴訟法は2018年1月1日から施行されている。その概要については本ICDニュース上で既に「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」²として紹介されているので，同原稿を適宜参照していただきたい。

ところで同法の特徴の1つに，いわゆる職権主義的訴訟構造の中に，当事者に主張や証拠の提出を尽くさせる当事者主義的要素を加え，当事者の裁判を受ける権利を実質化させる争訟原則が規定されたこと（26条）が挙げられる。このことは2013年憲法103条5項において同原則が規定されたことにその淵源がある^{3,4}。そして争訟原則の導入の端的な反映として弁護人の大幅な権利拡充が上げられる。

そこで本稿では，2015年刑事訴訟法における弁護人の権限の内容について見ていきたい⁵。その際，日本の刑事訴訟法や前身であるベトナム2003年刑事訴訟法と比較をしながら，前者については比較・整理の対象として記載し，後者についてはどう変わっ

¹ 「2020年を目標とする法・司法改革プロジェクト（以下「本プロジェクト」と言う。）派遣専門家。本稿のうち意見に涉る部分は私見であり，筆者の所属する団体や本プロジェクトの見解でないことを申し添える。

² 松尾宣宏「ベトナム2015年刑事訴訟法の概要」（ICD NEWS，第79号（2019年6月），43頁以下）

³ なお，争訟原則（*nguyên tắc tranh tụng*）は突然規定されたのではなく，ベトナムにおける政治的指導文書である2002年1月2日の共産党政治局決議8号，2005年6月2日同決議49号にも争訟の質の向上という文脈でこのことは規定されていた。また2013年憲法以降，2014年人民裁判所組織法13条，2015年民事訴訟法24条（なお，下記注5にある日本語訳では「争訟」を示すベトナム語「*tranh tụng*」は「論争」と訳出されている。ベトナム語自体は同じであるので注意が必要である。），2015年行政訴訟法18条にも規定され，訴訟手続きにおける基本原則となっている。

⁴ 本プロジェクトの活動の一環として，最高人民裁判所（SPC），最高人民検察院（SPP）及びベトナム弁護士連合会（VBF）の法曹三者を対象として，2019年10月に争訟原則に関する本邦研修が実施された。この内容については，本NEWS掲載の鈴木一子「第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）」を参照のこと。

⁵ 他に，塚原正典「ベトナム改正刑事訴訟法に見る弁護人の役割と『当番弁護士』制度導入に向けた日本の経験共有の試み」（日弁連「自由と正義」，2018年2月号，78頁以下）も参照のこと。

たかを見ながら、その特徴を整理していきたい^{6 7}。

第2 刑事訴訟手続きにおける弁護人の関与

1 「弁護人」に関する規定の概観

(1) 日本

日本では憲法上、刑事被告人に対し資格を有する弁護人を依頼する権利を保障し（37条3項）、身体の拘束を受けた被疑者に対し弁護人を依頼する権利を保障する（34条）。

そして、弁護人に関する日本の刑事訴訟法は第1編第4章「弁護及び補佐」において、弁護人の選任時期・選任権者（30条）、資格（31条）、選任解任等（31条の2乃至38条の4）、接見交通（39条）、書類・証拠物の閲覧・謄写（40条）、独立行為権（41条）等を規定している（他に刑事訴訟規則第4章「弁護及び補佐」）。

(2) ベトナム

ア これに対しベトナムではまず、2013年ベトナム憲法第31条において「逮捕、暫定留置、勾留、立件、捜査、起訴、審理を受けた者は、自己を弁護し、弁護士又は第三者に弁護を依頼する権利を有する」（同条4項）とする。弁護士以外の者も依頼権を保障している点が特徴的である。

その上でベトナム2015年刑事訴訟法（以下、単に「新法」という。）ではまず、「罪に問われている者（被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人）は、自身で弁護するか、又は弁護人や他の法定代理人に弁護を依頼する権利を有する」（新16条前段）としている。

そして、第5章「被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の擁護と保護」において、弁護人の権利義務などについて13箇条を用いて規定する。

●第5章「被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の擁護と保護⁸」

新72条 弁護人 (Người bào chữa/Defense counsels)

新73条 弁護人の権限と義務

⁶ 本稿で用いるベトナム法の日本語訳は、JICA六法のウェブサイト (<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>) 及び同内容からなる法務総合研究所国際協力部のウェブサイトを参照としている (http://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_vietnam.html)。特に断りがない場合は、訳語は同サイトによっている。また英語表記については民間有料サイトである「<https://thuvienphapluat.vn/en/index.aspx>」に掲載の英訳を用いている。

⁷ 本稿を作成するにあたり、2003年の「ベトナム刑事訴訟法（仮訳）」 (<http://www.moj.go.jp/content/000111019.pdf>) に添付されている「ベトナムの刑事訴訟制度と弁護人の権利」を参照させていただいた。記して謝意とさせていただきます。

⁸ ベトナム語は「BẢO CHỮA, BẢO VỆ QUYỀN VÀ LỢI ÍCH HỢP PHÁP CỦA BỊ HẠI, ĐƯƠNG SỰ」である。英語は「DEFENSE OF LEGITIMATE RIGHTS AND BENEFITS OF CRIME VICTIMS AND LITIGANTS」である。ベトナム語に漢字を当てると、「BẢO CHỮA（擁護）、BẢO VỆ（保護） QUYỀN（権利） VÀ（及び） LỢI ÍCH（利益） HỢP PHÁP（合法） CỦA（の） BỊ（被） HẠI（害）（⇒被害者）、ĐƯƠNG（当） SỰ（事）（⇒当事者）」となる。

- (Quyền và nghĩa vụ của người bào chữa/Rights and duties of defense counsels)
- 新 7 4 条 弁護人が訴訟に参加する時期
(Thời điểm người bào chữa tham gia tố tụng/Time of defense counsels' participation in legal proceedings)
- 新 7 5 条・7 6 条・7 7 条 弁護人の選任・指定・交代又は回避
(Lựa chọn・Chỉ định・Thay đổi hoặc từ chối người bào chữa/Selection, Appointment and Replacement or rejection of defense counsels)
- 新 7 8 条 弁護人の登録手続き
(Thủ tục đăng ký bào chữa/Procedures for registration of defense counsel)
- 新 7 9 条 弁護人への通知責任
(Trách nhiệm thông báo cho người bào chữa/Responsibilities for informing defense counsels)
- 新 8 0 条 被逮捕人・被暫定留置人，勾留中の被疑者又は被告人との面会
(Gặp người bị bắt, người bị tạm giữ, bị can, bị cáo đang bị tạm giam/Rendezvous with arrestees, temporary detainees and suspects or defendants in detention)
- 新 8 1 条 弁護に関する証拠，証拠書類及び証拠物の収集と提出
(Thu thập, giao chứng cứ, tài liệu, đồ vật liên quan đến việc bào chữa/Gathering and submitting evidences, documents and items related to activities of pleading)
- 新 8 2 条 事件記録内の書類の閲覧・記録・複写
(Đọc, ghi chép, sao chụp tài liệu trong hồ sơ vụ án/Read, transcribe and photocopy documents from case files)
- 新 8 3 条 被告発人及び被立件建議人の法的諸権利と利益の保護人
(Người bảo vệ quyền và lợi ích hợp pháp của người bị tố giác, người bị kiến nghị khởi tố/Defenders of legitimate rights and benefits of persons facing accusations or requisitions for charges)
- 新 8 4 条 被害者及び訴訟当事者の法的諸権利と利益の保護人
(Người bảo vệ quyền và lợi ích hợp pháp của bị hại, đương sự/Defenders of legitimate rights and benefits of crime victims or litigants)

イ なお、2003年刑事訴訟法（以下、単に「旧法」という。）では、弁護人は、第1編総則第4章「訴訟参加人」の構成要素に過ぎず、弁護士に関連する規定は4箇条しかなかった（旧56条から58条）。

ウ このように旧法と新法を見ると、弁護人の役割は格段に向上している。また後述するように、新法では弁護人についてさまざまな規定が新設されている。これは、当事者の裁判を受ける権利を実質化させる争訟原則の導入の具体的な現れと言えよう。

ではなぜ、このような改訂が行われたのか。公式見解はないようであるが、人

権保障、冤罪の防止といった側面の他、裁判が事件記録に頼りきりとなり、公判での証言がないがしろにされている点が指摘されたり⁹、刑事事件処理の民主制、公開制、公平性の確保といった文脈が背景にあるようである¹⁰。

その上で、こうしたことが新法で特段の飛躍を見たのは、私見ではベトナム弁護士会の社会的地位の向上が大きく影響しているように思われる。

旧法制定当時の2003年、ベトナムには全国の弁護士会を束ねる統一組織体としてのベトナム弁護士連合会（Liên Đoàn Luật Sư/Vietnam Bar Federation（VBF）¹¹）は存在しておらず、同連合会設立時点の2009年には弁護士は約5000人しか存在していなかった。また地方弁護士会が設立されていない省すら存在した。弁護士数は今や約1万3000人となり、すべての市・省に弁護士会が設立されている。このような状況が制度的背景を後押しした側面は否定できないように思われる。

2 弁護人の資格

(1) 日本

日本では、弁護人は原則として弁護士の中から選任しなければならない（憲法37条3項参照、刑訴法31条1項、但し2項で例外。）。

(2) ベトナム

ア これに対しベトナム新法では、「弁護士¹²」「罪に問われている者の代理人」「人民弁護員」「罪に問われている者が適切な法律扶助を受ける資格ある場合には、法律扶助弁護員」（以上、新72条2項）が弁護人になることができる。

イ 旧法では、「弁護士」「被暫定留置人、被疑者、被告人の合法的代理人」「人民弁護員」が規定されているのみであった（旧56条1項）。

ウ 旧法に比べ、新法では弁護人になれる者の範囲が拡張されている点に違いがある。そのことの裏返しで、日本と異なり、弁護人がいわば職業弁護士の独占になっていないとも言える。このことが弁護人関連規定を時に厳格なものにしているように思われる。

なお、上記のうち「人民弁護員」については旧法にも規定されていたが、定義はなかった。新法では「祖国に忠誠心を持つ18歳以上のベトナム公民であって、

⁹ 2016年7月13日、名古屋大学CALEで開催されたレ・フー・テー最高人民検察院副長官の講演。http://cale.law.nagoya-u.ac.jp/_userdata/37.pdf

¹⁰ クアッ・ヴァン・ガー最高人民検察院副長官「ベトナム新刑事訴訟法の運用をめぐる諸問題」（ICD NEWS, 第16号（2004年7月）, 69頁参照）、トゥイ最高人民検察院検察理論研究所刑事法研究課長「ベトナム刑事訴訟法典改正に対する諸問題」（ICD NEWS, 第44号（2010年9月）, 98頁参照）。後者では注3で記載した共産党決議08号や49号における要請との記載もある。

¹¹ ベトナム弁護士連合会（VBF）の概要は拙稿「ベトナム弁護士及びベトナム弁護士連合会の概要」（ICD NEWS, 第76号（2018年9月））参照。<http://www.moj.go.jp/content/001279019.pdf>

¹² ベトナム弁護士法（<http://www.moj.go.jp/content/000110984.pdf>）により規律される。

弁護士はベトナム語で「luật sư」である。漢字を当てると「luật（律）sư（師）」となる。ちなみに中国語で弁護士は「律師」である。よく似た言葉で「luật gia」があるが、通常「法律家」と訳されている。漢字を当てると「luật（律）gia（家）」となる。

優れた道徳性と高い法律知識を有し、十分健康で、ベトナム祖国戦線委員会、又は所属員が罪に問われている者となった同祖国戦線の構成組織から託された弁護任務の遂行を保障できる人物」(新72条3項)と規定された。

3 弁護人の選任

(1) 弁護人を選任できる者

ア 日本

日本では、弁護人は被告人、被疑者又はその縁故者が依頼して選任するときと(私選弁護人、30条)、裁判所又は裁判長、裁判官が被疑者・被告人のために選任するときの2つの場合がある(国選弁護人、被告人の場合の36条、37条、289条、316条関連枝番、350条関連枝番、被疑者の場合の37条の2、37条の4、350条の17等)。

イ ベトナム

(ア) これに対しベトナム新法では、弁護人は、罪に問われている者(新4条1項d)のうち、被疑者及び被告人本人、またはその代理人、親族によって選任される(新75条1項)。

被逮捕人又は被暫定留置人¹³も所定の手続きに従い弁護人を選任できる(新75条2項)。

一定の指定事件について、上記の者らより弁護人が依頼されない場合、訴訟執行管轄機関(新34条)が弁護人の指定をしなければならず、弁護士会等の組織に対して、弁護人を指定するよう要請するか又は提案しなければならない。これらは新76条に詳細に規定されている。

具体的には、罪に問われている者(被逮捕人・被暫定留置人・被疑者・被告人)またはその代理人や親族が弁護人を依頼しないときは、次の①②の場合、訴訟執行管轄機関が彼らのために弁護人を指定しなければならない。

すなわち、①被疑者又は被告人が、刑法に規定の最高20年の懲役刑、終身刑、又は死刑の刑事罰を科せられる可能性がある場合、②罪に問われている者(被疑者及び被告人)に、自身を弁護できない身体障害又は精神障害がある場合、または18歳未満である場合である(新76条1項、なお18歳未満について新422条)。

(イ) これに対し旧法では、弁護人は、被暫定留置人・被疑者・被告人又はその合法的代理人が選任するとされていた(旧57条1項)。被逮捕人は含まれておらず、また親族の規定はなかった。

¹³ ベトナムでは、①当該人物・法人の立件手続(新179条)がなされた場合に、当該人物・法人は、起訴前は「被疑者」と呼称され、起訴後は「被告人」と呼称される。②立件手続前に、緊急逮捕・現行犯逮捕・指名手配決定によって逮捕された人物・法人は、逮捕段階では「被逮捕人」とされ(新58条)、③同様に、立件手続前に、緊急逮捕・現行犯逮捕・自首・降伏・指名手配決定により逮捕された者に適用される身柄拘束措置である暫定留置をされた人物・法人は「被暫定留置人」とされる(新59条)。

その上で、「刑法が最高刑として死刑を定める犯罪の嫌疑がある被疑者又は被告人」或いは「未成年者，身体障害者又は精神障害者である被疑者又は被告人」の場合において，被疑者・被告人，またはその合法的代理人が弁護人を依頼しない場合に，「捜査機関，検察院又は裁判所」は，弁護人の指名を弁護士会等の組織に対し，要求又は提案しなければならないとされていた（同2項）。

(ウ) このように新法と旧法では，新法において弁護人を選任できる者，及び指定事件の範囲が拡張されている点に違いがある¹⁴。

(2) 弁護人を選任できる時期

ア 日本

日本では被疑者又は被告人は「何時でも」弁護人を選任できる（30条1項）とされている。

イ ベトナム

(ア) これに対しベトナム新法では，選任時期について特に明文の規定はない。

他方で，弁護人は，被疑者が立件された時点（新179条）以降に訴訟¹⁵に参加するとされている（新74条）。

また，被逮捕人又は被暫定留置人の場合，被逮捕人が捜査機関，「各捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関」の本部で逮捕されたときから，または暫定留置の決定時から，訴訟に参加するものとする。

国家安全保障を侵害する犯罪に対する捜査の秘密を守るため必要な場合，管轄の検察院長官は，捜査終了後から弁護人を訴訟活動に参加させる決定を許可するものとする（以上，新74条）。

(イ) 旧法では，「弁護人は，被疑者の立件時から手続¹⁶に参加する」とされ，この点は新法とほぼ同様の規定となっていた（旧58条1項）。

(3) 弁護人を選任するための手続

ア 日本

日本では，弁護人と連署した書面を，被疑者は検察官又は司法警察官へ，被告人は裁判所へ提出する（刑事訴訟規則17条及び18条）。

イ ベトナム

(ア) 新法では，訴訟に参加する弁護人は，いかなる場合でも弁護の登録が必要である（新78条1項）。

①具体的には弁護士の場合，弁護士証とその認証済みの写し，及び罪に問われている者（被疑者及び被告人）又はそれぞれの代理人，親族が要求する文書の

¹⁴ 刑事事件における弁護士の報酬について「弁護士法の一部条項及び施行方法の詳細規定に関するデクレ」（123/2013/ND-CP）第三章参照。http://www.moj.go.jp/content/001129742.pdf

¹⁵ ベトナム語で「tố tụng」，英語で「legal proceedings」

¹⁶ JICAベトナム六法では「手続」と訳出されているが，ベトナム語原文をみると該当するベトナム語は「tố tụng」なので，旧法と新法は同じ内容になっていると言える。

提出が必要となっている（同条2項a））。

指定弁護人の場合も、一定の文書の提出が必要である（同条3項a））。

②訴訟執行管轄機関（新34条）は、上記文書の提出後24時間以内にすべての文書を審査し、同条5項にある拒否事由に該当しない場合、速やかに当該弁護人を登録し、弁護人、弁護登記官、及び留置施設に対して書面による通知を送達し、当該弁護登録に関する文書を事件記録に保管しなければならないとされている。

当該文書が不適格であり、弁護登録の申請の拒否が妥当と思われる場合は、その拒否事由を書面で述べる必要がある（同条4項）。

(イ) これに対し旧法下では、弁護士は、弁護人として訴訟手続に参加する場合、弁護士カード及び顧客からの弁護士依頼書を捜査機関、検察院又は裁判所に提出し、弁護人認可書の発行を受けなければならない（旧56条4項、弁護士法27条3項¹⁷⁾）とされていた。

そしてこの認可書の授与は、上記機関が上記書類を受け取った日から3日以内になされなければならないとされ、授与を拒否する場合にはその理由を明確にしなければならないとされていた（同上）。しかし実際には、この認可書の授与が遅れていることが問題とされていた¹⁸⁾。

(ウ) 許可制であった旧法から、新法では登録制へと改訂がなされた。手続きがより簡易になった点に違いがある。

しかし、この新法の規定は2018年1月から施行されたものの、旧法時の手続き実態はそう簡単に改善しないようである。実際には、法定された24時間の期間は「訴訟遂行機関による違反があり、法律のとおりを実施されている場合は少ない。」との指摘がある^{19) 20)}。

(4) 弁護人選任権の通知

ア 日本

日本の場合、司法警察員または検察官が被疑者を逮捕したとき（203条1項、204条1項等）、裁判官が勾留請求された被疑者に対して勾留質問をするとき（207条2項）、被告人の勾引・勾留（76条乃至78条）等において、弁護人を選任できる旨を告げなくてはならない。

イ ベトナム

(ア) これに対しベトナム新法では、新16条において、訴訟執行管轄機関や訴訟

¹⁷⁾ 2015年刑事訴訟法の施行により、弁護士法の当該規定も本来改正されなければならない。しかし本稿執筆時点（2019年1月10日現在）で特に改訂の動きはない。

¹⁸⁾ 前掲注7, 48頁

¹⁹⁾ 2018年8月28日付VBFによる「刑事事件の公判における争訟原則の実現実務上の弁護士における困難に関するセミナーの報告」（仮訳）より。

²⁰⁾ 2019年10月10日付の被疑者等の弁護権確保に係る公安省通達（46号/2019/TT-BCA）6条に、捜査機関向けに、弁護人登録手続きがあらためて記載されている。

手続執行官は、罪に問われている者・被害者・利害関係人に対し、同法にしたがって、彼らの権利と法的利益を防御する権利の行使について通知、説明、及び保障する責任を負っている（新16条後段）。

なお、「逮捕」の場合、逮捕命令・決定の執行官が被逮捕人の権限と義務を説明し（新113条2項第二段、58条1項c）、「暫定留置」の場合、暫定留置決定の執行官が被暫定留置人の権利義務を説明し（新117条3項、59条1項b）、「被疑者」に対しては、捜査機関が権利義務を説明しなければならない（新179条5項、60条2項b、他に取り調べ時の183条2項参照）。

(イ) この点旧法においても、訴訟執行機関らによる説明義務を規定し（旧62条）、被暫定留置人（旧48条2項b）、被疑者（旧49条2項b）、被告人（旧50条2項c）に対して権利及び義務の説明を受ける権利が規定されている²¹。取調時においても、被疑者の権利、義務について明確に説明し、調書に記録すべきことが明文化されていた（旧131条1項）。

4 弁護人による公判準備

(1) 被疑者・被告人とのコミュニケーション

ア 日本

日本では、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第31条第2項の許可があった後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる（39条1項）。

日本ではこのように、立会人なくてして弁護人は接見できる。つまり秘密接見が保障されている。

イ ベトナム

(ア) ベトナム新法では、弁護人は被告人に面会し質問する権限を有する（新73条1項a）。その上で、新80条として「被逮捕人、被暫定留置人、勾留中の被疑者又は被告人との面会」の規定が独立した規定として設けられた。

具体的には、弁護人が被逮捕人・被暫定留置人・勾留中の被疑者又は被告人と面会するためには、弁護人は、弁護人への通知文書（新78条4項）及び弁護士証を提出しなければならない。

また、被逮捕人・被暫定留置人・勾留中の被疑者又は被告人を処置している機関には、留置施設に共通規則があり、弁護人はこれを厳守することが要求される。同機関が、弁護人が面会規則に違反するのを発見した場合、法律に基づいて面会を停止し、当該違反を記録し、訴訟手続執行官に報告するとされている（以上、新80条）。

以上をみても、日本と異なり、新法上、秘密接見を保障する規定はない。

²¹ 被逮捕人については規定がない。

新法施行後、依然として「留置施設における被疑者・被告人の面会時間の制限」が問題となっている。法律上この点の制限はないにもかかわらず時間が一方的に制限されている実態があるようである。また「弁護士が被疑者・被告人と面会するとき、いつでも捜査官や捜査機関の職員が隣に座り、監督する²²」とされ、このことは被疑者・被告人の防御権の観点から引き続き課題とされている²³。

このような問題意識を反映し、2019年10月10日付の被疑者等の弁護権確保に係る公安省通達（46/2019/TT-BCA）12条3項では、「面会は拘置所の勤務時間中に行われる。捜査機関、拘置所は、面会できる回数と毎回の面会時間を制限してはいけない」（仮訳）と規定されている。

本通達の前身である公安省通達（70/2011/TT-BCA）「刑事事件捜査段階における弁護人の権利保障に関連する刑事訴訟法の規定を施行するための具体的規定」10条にはこのような規定はなかった²⁴。

- (イ) なお、旧法上は、「被暫定留置人、勾留された被疑者又は被告人と面会すること」が弁護人の権利の一部として定められていた（旧58条1項e）にすぎなかった。
- (ウ) 新法は面会の範囲を被逮捕人にまで広げ、さらに独立した条文として規定し、その手続についても詳細を規定するようになった。前述のような課題はあるにせよ、弁護権の拡充は一定程度図られたといえよう。

(2) 証拠収集及び提出

ア 日本

証拠収集及び提出については、第1回公判期日前にできる限り証拠の収集及び整理をして、審理が迅速に行われるよう準備しなければならないとされている（規則178条の2）。独自の証拠収集方法として、弁護士法23条の2による照会、証拠保全（179条）、公務所照会（279条）等がある。また証拠開示方法として公判前段階における検察官請求証拠の開示、弁護人による証拠調べ請求手続がある（298条1項、299条1項、規則178条の6第2項等）。また弁護人は事実上、公判の準備のため様々な情報・証拠収集を行う。

イ ベトナム

(ア) これに対してベトナムは、個別具体的な規定はなく、むしろ一般的抽象的に記載されている。

具体的には被逮捕人・被暫定留置人・被疑者・被告人の権限として、証拠、

²² 前掲注4の「第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）」の参加者からは、被疑者の逃亡防止や弁護人の保護の観点から立会人がいるとの説明があった。

²³ 2018年8月28日付VBFによる「刑事事件の公判における争訟原則の実現実務上の弁護士における困難に関するセミナーの報告」（仮訳）より。

²⁴ <http://www.moj.go.jp/content/000111021.pdf>

証拠書類、及び証拠物を提出し、要求を出すことができるとされている（順に、新58条1項d、新59条2項d、新60条2項d、新61条2項d）。

また弁護人の権限として「h）証拠、証拠書類、及び証拠物を収集又は提出し、要求を出すこと。」が規定され（新73条1項）、さらに、新81条には次のような規定がある。

- 「1. 弁護人は、本法律第88条第2項に従って、弁護に関連する証拠、書類、証拠物、及び事件の事情を収集するものとする。
2. 弁護に関連する証拠、書類、証拠物を収集したときは、弁護人は訴訟手続きの進捗度に応じて、事件記録に記載するため速やかに訴訟執行管轄機関（引用者注：新34条1項）に送付しなければならない。当該証拠、書類、証拠物の提出と受理²⁵については、本法律第133条に従って文書に記録するものとする。
3. 弁護に関連する証拠、書類、証拠物の収集が不可能な場合は、弁護人は訴訟執行管轄機関に対して収集手続きの執行を要請することができる。」²⁶

また、弁護人の証拠収集のために被疑者・被告人以外の者と面会して聞き取りを行う権利を認める条項が新設された（新88条2項）。これに基づき、弁護人は捜査機関を介することなく、被害者、証人に面会することができる。しかし、被害者、証人が拒んだ場合は面会できない。

なお、証拠提出時期についての明文の規定は存在しない。そのため捜査・起訴・公判のいつの段階でも証拠を提出でき事件記録に綴られる^{27 28}。また全段階を通じて、提出の際に捜査官や検察官の意見を聞く必要はない²⁹。

- (イ) これに対し旧法では、弁護人は、被暫定留置人・被疑者・被告人について、弁護に関する書類、証拠物及び事実関係を収集・提出することが権利の一部として規定されていたにすぎなかった（旧58条2項d及びd、旧48条2項d、旧49条d）。

²⁵ 起訴後（新243条）、証拠を含む事件記録及び起訴状（新131条）はすべて、検察院により、原則として起訴状の日付から3日以内に、裁判所に送付されなければならない（新244条前段一文）。このようにベトナム刑訴法の手続きでは、証拠を公判廷であらためて採用しない。なお、弁護人が提出する証拠は訴訟執行管轄機関により受理手続きが行われる（新88条、新252条、新253条）。

2019年10月10日付の被疑者等の弁護権確保に係る公安省通達（46号/2019/TT-BCA）15条には捜査段階における証拠の受理、事件記録への編綴の規定がある。

²⁶ 前掲注4の「第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）」の準備段階における質問に対する検察院の回答では、実際に、弁護人の証拠収集要請をよく認めているとのことであった。

²⁷ 前掲注4の「第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）」の準備段階における質問における検察院・弁護士会の見解や研修中の参加者の発言。

²⁸ 証拠の要件は新86条。

²⁹ 前掲注27。

(ウ) 新法は対象範囲を被逮捕人にまで広げ、さらに独立した条文として規定し、その手続きについても詳細を規定するようになった。そして被疑者・被告人以外の者との面会、訴訟執行管轄機関に対して収集手続の執行を要請できるようになった点が異なっている。

(3) 書類・証拠物の閲覧・謄写

ア 日本

日本では、第1回公判期日前に行わなければならないこととして、検察官は閲覧する機会を与えるべき証拠書類又は証拠物があるときは、公訴の提起後なるべくすみやかに、その機会を与えることとされている（299条1項、規則178条の6第1項）。他に公判前整理手続における種々の規定がある（316条の13以下）。

公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない（40条）。

イ ベトナム

(ア) 被疑者は、捜査終了後（新232条）、関連文書の閲覧等ができる（新60条2項i）。

弁護人については、弁護人の権限として「捜査終了後、弁護に関連する事件記録を閲覧し、書き写し、又は複写すること。」（新73条1項1）と規定されている。

なお実務上は、記録が保管されている機関にある事件記録の一覧の中から、弁護人に関係する記録を閲覧申請し、これを閲覧する。その際、カメラでデジタル写真を撮るケースが多いようである³⁰。

また訴訟執行管轄機関の義務として「捜査の終了後、事件記録内の弁護に関する書類の閲覧、記録、及び複写を要求された場合、訴訟執行管轄機関は、弁護人が事件記録内の弁護に関する当該書類を閲覧、記録、及び複写する時期と場所を手配する責任を負うものとする。」（新82条1項）と規定されている。

なお、2019年10月10日付の被疑者等の弁護権確保に係る公安省通達（46号／2019／TT-BCA）16条2項は次のように規定している（仮訳）。弁護人の記録閲覧に対する捜査機関の姿勢を示すものとして特徴的と思われるのでそのまま掲載する。

「2. 捜査終了後、弁護人が、弁護に関連する事件記録内の書類の閲覧、記録、複写を提議した場合には、捜査官は、その事件記録の処置権があれば、弁護人に対し、その権利を実施するよう有利な（thuận lợi）条件を作り出す。捜

³⁰ 前掲注4の「第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）」研修中の弁護士の発言。

査官は、弁護人が本部で書類を閲覧、記録、複写するために手配する。弁護人が書類を閲覧、記録、複写している過程で、捜査官は、厳格に監視する。資料の複写は、弁護人によって実施される。閲覧、記録、及び複写後、弁護人は、事件記録を機関が提供した元の状態で返却しなければならない。事件記録又は書類を紛失したり、違う場所に置いたり、棄損した場合は、当該違反の性質と程度に応じて、法律に基づいて処分されるものとする。

弁護人が弁護に関する事件記録内の書類を閲覧、記録、複写したことについて、調書を作成しなければならない、弁護人に渡した資料は、明細書を添付するものとする。」³¹

運用実態にはまだまだ課題があるようであり、被疑者・被告人において記録閲覧が事情上制限されている実態があるとされている³²。

- (イ) 旧法では、弁護人には、捜査終了後における弁護に関する事件記録の閲覧、メモ、複写が権利の一つとして規定されていた（旧58条2項g）。しかし被疑者・被告人にはそのような権利は規定されていない。
 - (ウ) 旧法と比べ、被疑者・被告人に事件記録の閲覧権が規定され、さらに独立した条文として規定された点が異なっている。
- (4) 取調べに関する弁護人の権限
- ア 日本
取調べに関し、弁護人の権限を規定する明文の規定、特に立会いに関する規定はない。
 - イ ベトナム
 - (ア) これに対してベトナムでは、まず、弁護人の権限として新73条1項において、以下のとおり規定されている。この中に立会権がある。
 - 「b) 被逮捕人又は被暫定留置人の供述聴取時、被疑者の尋問時に立ち会うこと。
また訴訟執行管轄機関が、被逮捕人、被暫定留置人、被疑者の供述聴取及び尋問を行う場合も立ち会うこと。執行官による供述聴取及び尋問が終了した後、弁護人は被逮捕人、被暫定留置人、被疑者に質問することができる。
 - c) 対質尋問・人定尋問活動、音声認識、及び本法律に規定のその他の捜査活動に立ち会うこと。
 - d) 訴訟執行管轄機関に連絡して、供述聴取と尋問が行われる時間と場所、及

³¹ 本通達の前身である公安省通達（70/2011/TT-BCA）「刑事事件捜査段階における弁護人の権利保障に関連する刑事訴訟法の規定を施行するための具体的規定」11条とほぼ同様の内容となっている。（<http://www.moj.go.jp/content/000111021.pdf>）

³² ド・ゴック・クアン弁護士（ハノイ市弁護士会）による「公判における争訟原則実現に関する弁護士の困難」（仮訳）（2018年7月31日開催セミナー資料）より。

び本法律の定めるその他の捜査活動が行われる時間と場所を通知させること。」

以上のとおり、立会の他、被疑者などへの質問、時間場所の通知についての規定がある。

また被疑者の取調べを規定する新184条3項後段では、

「被疑者の取調べに、弁護士又は被疑者の代理人が立ち会う場合は、捜査官又は幹部捜査官は、被疑者取調べ中の彼らの権利と義務について説明しなければならない。被疑者、弁護士、又は被疑者の代理人の全員が、取調べ調書に確認の署名をしなければならない。弁護士が被疑者に質問をする場合は、弁護士の質問と被疑者の回答を全て調書に記録しなければならない。」

とされている。

しかし弁護士が捜査に参加するときに抱えている最も大きな問題として、弁護人に対し取調べ事件が通知されないこと、又は取調べスケジュールがタイトであるため、弁護士が全ての取調べに参加できるように調整できないという点が指摘されている³³。

(イ) 旧法においても、弁護人は取調べに立会い、捜査官の許可を得て、被暫定留置人、被疑者に質問できるとされていた（旧58条2項a）

しかし実際には、立会が認められる場合は少なく、最終段階の取調べで部分的に認められているとの実態があったようである³⁴。

(5) 被疑者の身体拘束に対して取りうる手段

ア 日本

裁判官の勾留決定に対する準抗告（429条1項2号）、勾留理由開示請求（82条）、勾留取消し請求（87条）等を行うことができる。

イ ベトナム

(ア) 新法では、訴訟執行管轄機関及び訴訟手続執行官による訴訟手続上の決定又は行為に対して不服を申し立てることができる（新58条1項h、新59条2項g、新60条2項k、新61条2項n、新73条1項n、新474条乃至新477条）。

他に被疑者に対して、勾留措置の代替措置として、捜査機関、検察院、裁判所は、犯罪行為や身上の性質、社会に対する危険度に応じて、親族や組織を保

³³ 2018年8月28日付VBFによる「刑事事件の公判における争訟原則の実現実務上の弁護士における困難に関するセミナーの報告」（仮訳）より。

³⁴ <http://www.moj.go.jp/content/000111019.pdf> に掲載されている「2005年刑事訴訟法（仮訳）」50頁参照。

証人として、釈放してもらう手続がある（被告人にも適用される）。これを立保証という（新121条）。また保証金の預託³⁵による手続（新122条）、他に居住地外出の禁止措置（新123条）がある。

(イ) 旧法上も、手続を争う権限を有する機関及び人の手続上の決定及び行為に不服申立てをすることができる（旧48条2項e, 旧49条2項h, 旧50条2項k, 旧58条2項i, 第35章325条以下）。

また、立保証（旧92条）、保釈金³⁶の預託（旧93条）、居住地外出禁止（旧91条）も規定されていた。

5 その他関連規定

(1) 無罪推定³⁷原則

2013年ベトナム憲法31条1項には「罪を犯したとして訴えられている者は、法律の定める手続に従って証明され、裁判所の有罪判決が法的効果を有するときまで、無罪と推定される³⁸」として無罪推定原則が規定されている。

その上で、新13条では「罪に問われている者（被逮捕人、被暫定留置人、被疑者又は被告人）は、本法律の定める手続と手続に基づいて有罪と証明され、裁判所の判決が発効するまでは無罪とみなすものとする」とされている。

これは旧法上、旧9条において「何人も、裁判所の有罪判決が法的効力は発生するまで有罪とみなされず、処罰されない」とされていたものを、2013年憲法の規定を受け、新法において無罪推定の原則をより明確化したことによる。

(2) 法廷の配置

旧法下では、裁判官と検察官は同じく壇上に位置し、被告人、弁護人は壇の下に位置していた³⁹。

しかし新257条において、法廷における公訴権執行者と弁護人の平等を保障する旨が規定された。これは旧法になかった規定である。これを根拠に、現在壇上は裁判官のみとし、壇の下に検察官と弁護人が配置されている（写真参照⁴⁰）。

³⁵ ベトナム語で「Đặt tiền để bảo đảm」である。漢字を当てると、「Đặt (預) tiền (金) để (ための) bảo đảm (保証)」。

³⁶ ベトナム語で「Đặt tiền hoặc tài sản có giá trị để bảo đảm」。漢字を当てると、「Đặt (預) tiền (金) hoặc (又は) tài sản (財産) có giá trị (価値のある) để (ための) bảo đảm (保証)」。

³⁷ ベトナム語は「suy đoán vô tội」である。漢字を当てると、「suy đoán (推定) vô (無) tội (罪)」。

³⁸ JICA六法では、ベトナム憲法31条1項では「無罪と推定される」と訳され、新13条は「無罪とみなすものとする」と訳されている。しかしベトナム語原文は、どちらも「được coi là không có tội」である。漢字を当てると、「được (される) coi là (みなす, 考える) không có (持たない) tội (罪)」となる。

³⁹ 中島朋宏「ベトナム・バクニン省級裁判所における公判手続」(ICD NEWS, 第34号(2008年3月), 125頁参照)

⁴⁰ 松尾宣宏・元ベトナム長期派遣専門家(現 東京地方検察庁検事) 提供。



(3) 弁護人の出廷

弁護人には出廷義務がある。この点は新法（新291条1項）、旧法において変わりはない（旧190条）（なお、日本の場合は刑訴法289条、刑訴規則178条参照）。

しかし旧法では、「弁護人が不在の場合でも、裁判所は公判期日を開く」（旧190条2段、但し同3段）とあり、弁護人の有無と関係なく公判が開催されていた。

この点新法では「**弁護人が、不可抗力又は正当な支障によって初めて公判を欠席した場合は、被告人が弁護人不在の裁判に同意しない限り、裁判所は公判を延期しなければならない**」（新291条1項三文）とされている。

このように、弁護人の出廷について規定が改善されている（なお、同1項四文では、不可抗力のためでもなく、正当な支障の事由もなく公判を欠席した場合、又は二度目の正式の召喚を受けたにもかかわらず再び欠席した場合、裁判所は公判を開廷するものとする、とされている。他に同1項五文）。

(4) 不利益供述強制の禁止

日本では憲法で「何人も自己に不利益な供述は強要されない」（38条1項）とされ、これを受け刑訴法では「被告人は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる」と規定している（311条1項）。いわゆる黙秘権⁴¹である。

この点についてベトナム新法では、被逮捕人・被暫定留置人・被疑者・被告人の権利として、「供述を行い、意見を陳述すること。但し、自らの不利益になる供述や、自身を有罪と認める自供は強要されない」との規定が新たに設けられている（新58条1項d、新59条2項c、新60条2項d、新61条2項h）。

これは旧法にはなかった規定である。但し、これについては黙秘権を認めたものではないとの考え方の方である⁴²。なお、日本のように憲法上の規定とはなっていない。

⁴¹ ベトナム語で「quyền im lặng」。漢字を当てると「quyền（権利）im lặng（黙秘）」。

⁴² 前掲注4の「第63回ベトナム法整備支援研修（争訟原則）」の参加者の発言。

(5) 各段階での弁護人への通知

各種手続が適時適切に弁護人に通知されることは、弁護人の弁護活動における重要な端緒となる。現地でのセミナーで被疑者の取調べに関する通知や判決文が適時に弁護人に送達されないといった事例があると聞くことがある。

この点で、訴訟執行管轄機関（新34条）は、弁護人に対し、同人が本法律の定める権利を有する訴訟手続き活動への参加の適切な時期及び場所を事前に通知しなければならない（新79条1項）と規定する。

この関係で関連規定について見てみると、「被疑者取調べ」については新183条1項、「捜査中止」については新229条3項、「捜査終了」については新232条4項、「起訴決定（起訴状の送付）・事件記録の差し戻し・補充捜査の要求・事件の停止・事件の中止」については新240条2項、「事件を公判に付する等の決定」は第286条、「判決文の交付と送達」は新262条1項にそれぞれ定められている。

第3 終わりに

全体として、2015年刑訴訟は弁護人の規定を大幅に拡充し、弁護士の立場からすれば大きな改善が図られたといえる。特に弁護人を中心とした規定が一つの章（第5章）に設けられたのは大きな前進である。

しかし指定事件以外の刑事事件に弁護士弁護人が就く割合はまだまだ低いとの指摘がある。そのため実際には制度はあっても、実態がこれに追いついていない。本文中に引用したように、様々な課題も残されている。

例えば地方弁護士会の研修でアンケートをとると、弁護士登録や被疑者との接見に依然として困難を来すとの回答が多い。それでも個別に聞くと、刑事弁護を専門にしている弁護士はそのような問題にはあまり直面しないという。地域によって捜査機関の対応が異なる場合もあるように思われる。

実態が制度に追いつくには時間がかかるとしても、現在、VBFを中心に被疑者・被告人の権利保護、弁護人の弁護権の拡充・定着について、徐々にではあるが、研修や規定の整備を通じて進められている。こうした動きがある以上、日本の援助哲学（＝自助努力への支援）からしてこれを懲憊することは不可欠と言えよう。文中に引用した法曹三者による共同活動のような場を通じて、本プロジェクトとしても引き続き後押ししたいと考える。

(参考文献)

引用した文献・論稿以外に以下のものを適宜参照した。

- ・刑事訴訟法講義案一三訂版一（財団法人（当時）司法協会，平成19年8月）
- ・季刊刑事弁護増刊「刑事弁護ビギナーズ ver. 2」（株）現代人文社，2014年9月）
- ・刑事弁護の基礎知識（第2版）（岡慎一・神山啓史，（株）有斐閣，2018年12月）
- ・プロシーディングス刑事裁判（平成30年版）（一般財団法人法曹会，平成31年1月）